

[研究ノート]

# 中小企業共通 EDI とインボイス制度 — 社会のデジタルシフトに中小企業が IT 経営で対応するために — Common EDI and invoice system for SMEs

小野 智憲  
ONO Tomonori

青森中央学院大学 地域マネジメント研究所 客員研究員

## アブストラクト

2023 年 10 月からインボイス制度が開始される。これは中小企業にとって大きなインパクトである。社会のデジタルシフトに中小企業が対応するための一つの戦略として、本研究では IT 経営「中小企業共通 EDI」による付加価値創出を仮説とし、その普及推進の基礎的な資料とすることを目的に研究を行った。今後、デジタル中心の人間社会にシフトすると想定されることから研究の深化が必要な分野といえる。

キーワード：中小企業共通 EDI、インボイス制度、IT 経営、デジタル中心の人間社会

## 1. はじめに

我が国の社会の屋台骨であり一翼を担うのは地域の中小企業である。中小企業が直面している喫緊の課題として、急激に変化し続ける社会環境、すなわちデジタルシフトへの対応がある。直近では、2023 年 10 月にインボイス制度への対応がある<sup>1)</sup>。

本研究の目的は、こうした中小企業が直面する課題に対応する一つの戦略として、中小企業共通 EDI を中心とした IT 経営（含、DX 推進）の普及推進の基礎的な資料とすることを狙いとしている。

中小企業は今、「デジタル技術を戦略的に使いこなした IT 経営」による経営力（競争力・生産性等）向上が求められている。直面するインボイス制度対策の足掛かりになるよう中小企業の経営環境（販売管理・財務管理・労務管理等）を踏まえ、その対応策について論じる。

本稿の構成は次のとおりである。第 2 節では中小企業共通 EDI の先行研究を、第 3 節では仮説（ありたい姿）を述べる。第 4 節では最新の「中小企業共通 EDI 標準仕様書 ver.4」について概説する。第 5 節では中小企業の喫緊の課題であるインボイス制度の概要とその対応について述べたうえで、最終節で若干の考察を加えている。

## 2. 先行研究

### 2.1 中小企業共通 EDI に関する先行研究

FAX に変わる新たな仕組みである「中小企業共通 EDI」の先行研究（含、経緯等）では、次のことが示されている。

中小企業庁（2019）の報告書によると、中小企業共通 EDI は、経済産業省設置の「ビジネスインフラ研究会」最終報告書において、アクションプランとして新たな情報連携を推進するビジネスインフラの構築として明記されたことに端を発している。2019 年度には、次の 2 点を目的とした「ビジネスインフラ事業」が実施されている。

- ・企業、業種、業界、国境の壁を越えて電子データで情報の交換・共有ができるビジネスインフラを実現する
- ・電子データの交換にかかる負担を大幅に削減できる仕組みを構築し、系列・業種横断型の中小企業の競争力強化につなげる

その後、IT コーディネータ協会（以下、「ITCA」と称す）と一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会の連携により継続的な検討が進められた。こうした経緯を受け、中小企業庁および ITCA が中心となり 2016 年に「平成 28 年度経営力向上・IT 基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）」が実施され、中小企業共通 EDI は着実な前進をみせた。

まず、仕様策定フェーズとして、データのビジネス活用基盤整備のため 12 地域と業界を選定。国連 CEFACT に準拠した共通辞書を使用し段階的に実証実験を行った。

[ステップ 1] 各業種・地域毎の EDI の仕組み・システム連携基盤についての実証事業

[ステップ 2] 業種の垣根を越えた企業間ビジネスデータ連携基盤についての実証事業  
 実証実験の結果、受発注企業（全体）で 53.3% の業務時間の削減効果が見られた（表 1）。そして「中小企業共通 EDI 標準」（初版）は、この結果を反映して策定されたのである。

表 1 中小企業共通 EDI 対応システムによる業務時間削減結果

（出典：中小企業庁「平成 29 年度中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業調査報告書」）

モデルプロジェクト名	発注企業	受注企業	全体
01.水産PJ	39.6%	84.3%	62.0%
02.北海道PJ	47.5%	81.3%	64.4%
03.大阪PJ	93.8%	85.4%	89.6%
05.業務品.PJ	38.6%	25.0%	31.8%
06.豊田PJ	70.7%	61.3%	65.6%
07.碧南PJ	46.2%	19.8%	32.2%
08.サービス業PJ	91.3%	90.5%	90.9%
09.自動車PJ	36.8%	75.4%	56.1%
10.多摩PJ	67.6%	63.1%	64.9%
11.水インフラPJ	44.4%	43.7%	53.9%
12.静岡PJ	18.5%	-10.3%	4.1%
全体平均(大手含む)	51.1%	47.3%	49.2%
中小企業平均	56.7%	50.8%	53.3%

## 2.2 中小企業共通 EDI と経営マネジメント

中小企業共通 EDI は、中小企業の経営マネジメントにおいても実用的である。

小野（2022）は、中小企業の IT 経営には業務の競争力・生産性向上の観点から中小企業共通 EDI の必要性について言及している。また小野は、中小企業にこそデジタル技術が必要であることを中小企業共通 EDI や DX を通して述べるとともに、フェロー IT コーディネータ川内氏が述べる 5 つの課題として①簡単、②低価格、③意識革新、④ DX 推進、そして⑤インボイス制度への対応を示し、中小企業における IT 経営の進展や生産性の向上等により持続可能な経営の実現が期待できると述べている。そのうえで、⑤のインボイス制度は、喫緊の課題であり時間的な猶予がないことを指摘するとともに、中小企業共通 EDI およびデジタル技術を活用したマネジメントの重要性についても言及している。

経営マネジメントとは、保有する経営資源および資産、あるいはリスクなどを管理することによって、経営最適化を図ろうとする手法である。すなわち、最適化ツールである中小企業共通 EDI は戦略的マネジメントツールといっても過言ではない。

P.F.ドラッカー（2001）はマネジメントの役割について、①「自らの組織に特有の使命を果たす」、②「仕事を通じて働く人たちを生かす」、③「社会の問題について貢献する」と定義している。

まず①については、本業を定めたならば、それに対して真剣に取り組み、世の中に求められている役目・使命を果たすことと述べている。次に②については、仕事を通じて働く人を生かす、すなわち「顧客の満足度」のみならず、「従業員の満足度」も含め、これらを両立できてこそ企業としての存在意義があると述べている。最後に③については、社会の課題解決に企業が貢献していく姿勢の重要性を指摘している。P.F.ドラッカーは「企業は社会のためにある」と述べている。また、我が国においてもパナソニックの創業者である松下幸之助氏も「企業は社会の公器」と表している。

このように、経営マネジメントの観点から中小企業共通 EDI の利活用について考えてみると、受発注の業務管理をデジタル技術により自動化することによって生み出された時間を、自社のコア業務に取り組む時間に充当することは極めて重要である。さらに、コア業務に集中できる従業員は自社の価値創造に貢献できていると認識し、その活動が社会の課題解決に貢献していると実感できれば、それは自社に対する誇りや従業員自身のやりがいにつながる。ひいては企業の持続的な発展の下支えとなる。したがって、中小企業共通 EDI は単なる受発注業務のデジタル化に留まらない経営マネジメントを強化するツールといえる。

## 3. 仮説

本研究における仮説は、「中小企業共通 EDI は中小企業におけるコア業務の時間を生み出し付加価値を創出するもの」と定義する。理由は受発注業務のデジタル化のみならず、それ以外の業務にまで波及効果、有用性が期待できるからである。すなわち、データを販

売管理から財務管理や労務管理等のシステムに活用できれば、さらなる業務の自動化が可能となる。前述の実証実験では約 50%の業務時間削減効果が見られる。その一方で、残りの約 50%はその効果を実感できていないということになる。しかしながら、ここは伸びしろと考えるべきであり、業務の洗い出しとゼロベース思考を用いた見直しを行うことで改善が見込める。また、地域内の中小企業が連携する過程において、中小企業共通 EDI は一つのプラットフォームになりうる。大廃業時代の警鐘が鳴らされる今だからこそ、「経営体制の見直しを検討するタイミング」と捉えてみることも一つである。

#### 4. 中小企業共通 EDI 標準仕様書 ver4 へのアップデート

本項では、最新の中小企業共通 EDI 標準仕様書 ver.4(以下、「標準 ver.4」と称す)について、まず最新バージョンまでの策定の経緯を述べる。次いで標準 ver.4 のポイントについて、インボイス制度への対応、標準 ver.4 全体の対応ポイントに分けて概要を述べる(表 2)。

##### 4.1 標準 ver.4 までの策定の経緯

ITCA を中心に、サプライチェーンの取引プロセス全体における中小企業取引のデジタル化を実現するため、中小企業共通 EDI 標準仕様書は、2018 年 3 月の初版(ver.1)に始まり、2019 年 6 月の ver.2、2020 年 4 月の ver.3 と実態に合わせた改定を行うとともに、中小企業共通 EDI の導入および普及を進めてきた。2022 年 9 月の ver.4 では、2023 年 10 月施行の「インボイス制度」による消費税法の法的規制、国際標準への適合など新たな要件を満たすことが必要となった。これに対応するため、請求プロセスの仕様部分を中小企業共通 EDI 標準仕様書から分離し、「中小企業共通 EDI インボイス仕様編」を策定している。

電子インボイスの国際標準は、国連 CEFACT の Cross Industry Invoicing Process (以下、「CII」と称す)である。これをベースに「地域サブセット版」として国際的に展開されている。我が国の中小企業共通 EDI インボイス仕様編は、国際標準への整合性を考慮し、我が国中小企業取引環境および商習慣に適合させた「中小企業取引用 CII サブセット版」の実装仕様として策定されている。このことから、標準 ver.4 では、「中小企業共通 EDI 標準仕様書」と「共通 EDI インボイス仕様編」を組み合わせる方法を選択している。

なお、昨今の中小企業共通 EDI の動向に注目すると、まず、中小企業共通 EDI 「認定企業」が 16 社(2021 年 4 月時点から 4 社増)、「認定製品」が 30 製品(同時点から 4 製品増)。さらに「共通 EDI サポーター」(共通 EDI 導入を支援する人材)が 297 名(2022 年 2 月時点から 38 名増)となっている。

##### 4.2 標準 ver.4 のポイント

###### (1) インボイス制度への対応ポイント

インボイス制度への対応のポイントは、次の 5 点である。

第一に、「インボイス制度への対応」についてである。国税庁はインボイス制度にもとづく仕入税額控除の申請において、インボイスの交付と保存を義務化。税額計算方式についても税率ごとに合計した取引金額を 1 回の税額計算によることが定められた。また、デジ

タル庁は行政取引インボイスとして JP-PINT の採用を決定。これらの要件を組み込んでいる。

第二に、「日本の商習慣に対応する民×民取引インボイス仕様」についてである。国は、すべての企業間取引にインボイス交換を求めているため、業界・業種を超えたインボイス連携が必要となる。各業界 EDI は、独自仕様でインボイス制度対応の電子インボイス仕様を策定している。そのため、業界・業種を超えたインボイス交換を考慮した民間取引用インボイス仕様を策定している。

第三に、「多様なユーザーニーズ対応の複数インボイス仕様」についてである。インボイス交換はすべての企業間取引に適用される。しかしユーザー企業のニーズは多様である。中小企業は近年、システムなどを利用した受発注管理を行うようになったが、請求書の交換は書面帳票の利用が一般的である。請求書の電子インボイスへの切り替えには、これまでと同等の簡易的な仕組みを安価に利用したいというニーズに対応しなければならない。そのため、ニーズ別に区分したインボイス対応仕様を提供している。

第四に、「既存業務アプリへの対応」についてである。既存の中小企業向け業務アプリは、CSV 機能を備えている。これを利用し簡易的な改修で電子インボイス交換が可能となれば、中小企業における電子インボイスの普及が進展する。中小企業共通 EDI は電子インボイスの CSV 機能を利用した民×民連携を考慮し、共通コア・マッピング表による共通コア・インボイス仕様を策定している。

最後に、「XML 添付 PDF インボイス仕様の策定」について示されている。

## (2) 標準 ver.4 全体の対応ポイント

本改定では、国が着手した「データ連携基盤」(以下、「DADC」と称す)への対応を考慮している。DADC とは、業界・業種を超えた取引データの連携基盤をいう。この業界・業種を超えた企業間取引のデータ連携を実現するため、国は DADC の検討に 2021 年より着手。2022 年度に最初の実証検証が実施されている。中小企業共通 EDI 標準もこうした国の方針に対応するため DADC と連携する見直しが求められている。

標準 ver.4 全体の対応ポイントは、次の 4 点である。

第一に、「共通コア仕様と業界固有仕様の構造化」についてである。これまで中小企業共通 EDI 標準は、多様な業界・業種の情報項目を一括して任意情報項目として扱っていた。しかし、このままでは相互連携性のマッピングが煩雑となり拡張性も低下する。標準 ver.4 では、任意情報項目を共通コアと業界固有の仕様に構造化を行い、マッピングを容易にしている。

第二に、「コード表の国際標準への対応」についてである。我が国の業界 EDI 識別コード定義は、業界ごとに策定されている。そのため業界を超えた連携が難しい。インボイス制度では、JP-PINT の導入に伴い国際標準への対応が必須要件となっている。今後の DADC 対応も考慮し、中小企業共通 EDI 識別コード定義表についても国際標準へ対応させている。また、標準 ver.4 として中小企業共通 EDI 標準にも組み込んでいる。

第三に、「数量の定義と運用の拡張」についてである。前バージョンでは未対応だった業界ごとに異なる数量運用手順に対応。また、数量を数えられる品目（定買品目）と重量・容量といった数量を数えられない品目（不定買品目等）の取引を扱えるように、標準 ver.4 では次の2つの機能拡張を行っている。

- ① 品目タイプ属性の拡張：定買品目、不定買品目、ハイブリッド品目
- ② ①に伴う拡張：金額計算方式、入り数定義

第四に、「XML バインディング要件の標準仕様書への組込み」についてである。業務アプリのXMLに対応させるため、XML バインディング仕様を標準仕様書の付属書として、

表2 「中小企業共通 EDI 標準」策定の経緯

(出典：ITCA 中小企業共通 EDI ポータルサイトにより筆者作成)

ver.1 初版	中小企業庁委託事業「平成 28 年度経営力向上・IT 基盤整備支援事業」において、中小企業の生産性をより一層向上させることを目的として、受発注業務における業種の垣根を越えたデータ連携システムの共通仕様として策定。2018 年 3 月に中小企業共通 EDI 標準（初版）を公開。
ver.2	ITCA つなぐ IT 推進委員会は、中小企業共通 EDI 標準について、その後の消費税軽減税率導入などの環境変化に対応するための検討を進め、2019 年 6 月に中小企業共通 EDI 標準 ver.2 を公開。
ver.3	ITCA として、中小企業共通 EDI 標準仕様に準拠したプロバイダおよび業務アプリケーションの認証制度を立ち上げるため、業務アプリケーション同士がつながることを認証するための要件を新たに標準仕様に追加。2020 年 4 月に中小企業共通 EDI 標準 ver.3 を公開。
ver.4	2023 年 10 月から始まるインボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応するため、2022 年 9 月に中小企業共通 EDI 標準 ver.4 を公開。対応ポイントは以下のとおり
	<p>【インボイス制度への対応ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①インボイス制度への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法的必須」要件の組込み</li> </ul> </li> <li>②日本の商習慣に対応する民×民取引インボイス仕様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての電子インボイスの業界を超えた民×民連携を目指す</li> </ul> </li> <li>③多様なユーザーニーズ対応の複数インボイス仕様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ区分 1：小規模企業ニーズ対応の簡易インボイス</li> <li>・ニーズ区分 2：JP-PINT 対応も考慮した汎用型インボイス</li> <li>・ニーズ区分 3：大企業の高度なニーズに対応するハイスペックインボイス</li> </ul> </li> <li>④既存業務アプリへの対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・インボイス制度に対応する「共通コア」の仕様を提供</li> <li>・共通コアにより CSV で民×民インボイス連携の実現が目標</li> </ul> </li> <li>⑤XML 添付 PDF インボイス仕様の策定</li> </ul> <p>【標準 ver.4 全体の対応ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「共通コア」仕様と「業界固有」仕様の構造化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界固有仕様を識別し組み合わせ利用できる構成。</li> <li>・業界を超えたデータ連携への対応の容易化</li> <li>・「データ連携基盤」への対応を考慮</li> </ul> </li> <li>②コード表の国際標準への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業界固有コード表のマッピングによる連携</li> <li>・「データ連携基盤」と JP-PINT コード表への対応を考慮</li> </ul> </li> <li>③数量の定義と運用の拡張 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界ごとに異なる数量運用手順に対応</li> <li>・数えられる品目（定買品目）と数えられない品目（不定買品目）を扱えるように拡張</li> </ul> </li> <li>④XML バインディング要件の標準仕様書への組込み <ul style="list-style-type: none"> <li>・付属書：XML 実装ガイドラインの策定</li> <li>・業務アプリと共通 EDI プロバイダ間 XML 連携仕様の明文化</li> <li>・XML 組込 PDF フォーマットへの対応</li> </ul> </li> </ul>

また XML 組込 PDF フォーマット仕様を付属書として標準 ver.4 に組み込まれている。

## 5 インボイス制度と中小企業共通 EDI

### 5.1 インボイス制度の概要

本項では、インボイス制度の概要について紹介する（図1）。

冒頭で述べたように、急激に変化する経営環境を乗り切るためには、中小企業の経営環境を対応させる必要がある。中小企業経営を内部環境からみると、深刻な労働力不足、時間外労働の上限規制・同一労働同一賃金への対応は急務である。また、外部環境からみると、2023年10月から導入されるインボイス制度により請求書等の電子化が加速することとなる。そのほか、2024年1月から完全義務化される改正電子帳簿保存法への対応、ISDNの提供終了に伴うクラウドによる企業間データ連携の加速などが想定されている。とりわけ本項では、直近の対応を迫られているインボイス制度を概説することとしたい。

インボイス制度とは、仕入税額控除の適用を受けるための仕組みのことであり、適格請求書発行事業者に対して、納品書・請求書・領収書など、取引の証拠となる書面、あるいはデータをルールに基づいて記録、保存することを定めた制度である<sup>2)</sup>。インボイスとは、適格請求書発行事業者のみが交付することができる「適格請求書」のことをいう<sup>3)</sup>。インボイスの発行は、これまでの区分記載請求書に登録番号、適用税率、消費税額等の記載を追加した書類の発行が必要となる。このほか、消費税額等の端数処理や軽減税率対象品目以外も含めるなどの必要がある<sup>4)</sup>。

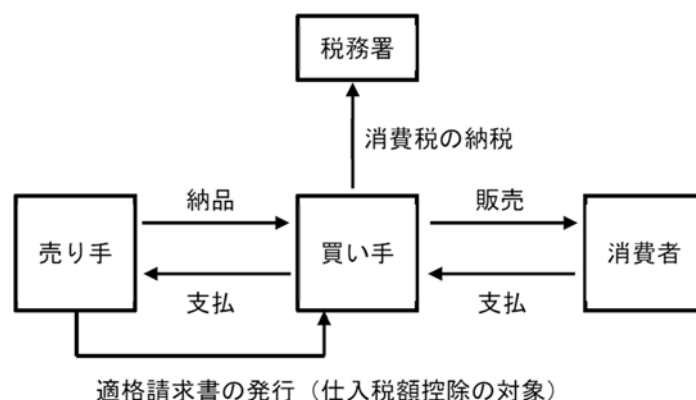


図1 インボイス制度の概要（出典：国税庁ホームページにより筆者作成）

### 5.2 インボイス制度への対応

インボイス制度の対応として、「売り手側になる場合」と「買い手側になる場合」で異なる（表3）。

まず、売り手側になった場合は、国税庁に適格請求書発行事業者として登録し、取引先に適格請求書とする書類や対応についての連絡をする必要がある。発行した適格請求書は、控えの保存が義務付けられている。

次に、買い手側になる場合は、適格請求書の受領や不備への対応方法の検討、適格請求書発行事業者と免税事業者を区分した会計処理などが必要となる。こうした書類のやりとりや保存方法、会計処理などインボイス制度への対応が中小企業の課題となる。

表3 インボイス制度における新たな中小企業の主な義務（出典）国税庁ホームページより筆者作成

<b>【売り手側の留意点（適格請求書発行事業者の義務）】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・適格請求書発行事業者の登録</li><li>・適格請求書の交付義務</li><li>・適格返還請求書の交付義務（返品やリベート等の対価の返還）</li><li>・修正した適格請求書の交付義務</li><li>・適格請求書の写しの保存義務</li></ul>
<b>【買い手側の留意点（仕入税額控除の要件）】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存等が必要</li><li>・売上税額は原則「割戻し計算」、仕入税額は原則「積上げ計算」</li></ul>

こうした課題を解決するために、クラウドサービスなどの利用が有力な選択肢となるが、標準化された電子インボイス、いわゆる「デジタルインボイス」の発行を推奨しているケースがある。理由は、①インボイスの発行を効率化できること、②取引先の利便性向上につながることである。デジタルインボイスは様式が標準化されているため、クラウドサービスなどでデジタルインボイスに変換されることで受領者側のデータ利活用の幅が広がる。データを利活用して業務を見直すこと、例えば仕訳計上と連携するなど経理業務をDX化することも可能となる。経理担当者にとって毎月発生する請求処理は負担の大きい業務の1つであり、その負担を解消することでコア業務の時間を生み出すことも可能となる。

## 6. おわりに

### 6.1 考察

本研究では、まず中小企業共通 EDI の先行研究および仮説を述べた。次に、標準 Ver.4、およびインボイス制度の概要について明らかにした。最後に若干の考察を試みたい。

中小企業の直近の課題であるインボイス制度の対応策の一つとして、中小企業共通 EDI が考えられる。「大廃業時代」というキーワードが見られるなかで、社会のデジタルシフトに中小企業が中小企業共通 EDI を利活用した IT 経営で対応し、「デジタル中心の人間社会」を形成していかなければならない。

こうした方向性にシフトしていくためには、次の5点が重要である。

- ① イノベーションは、可能な限りコストをかけずに小さく始める
  - ② デジタル技術を創意工夫し活用できる人材を育成する
  - ③ 中小企業共通 EDI の対象範囲は、農業経営者まで範囲を拡大する
  - ④ 自社のコア業務で利益を稼ぐことに集中する
  - ⑤ 廃業予定中小企業の承継対策を進める（積極的な対応）
- ⑤については、地域に根ざした地域性豊かな中小企業をそのまま廃業させるのではなく、



統合・集約するなどの新たなビジネスモデルによって地域の付加価値を地域内に残すことを考える必要がある。こうした積極的な対応は、たとえ企業数が減少しても、その地域の雇用を守ること、稼ぐ力を維持・向上させることにつながる。地域を1つの継続事業体と捉え課題解決に取り組む経営戦略が必要である。一方、経営権を他者に譲るよりは自分の代で終えようと思意思決定する経営者が一定数いることもまた確かである。したがって、現経営者との合意形成が必須となることはいうまでもない。

本研究の中心テーマである中小企業共通 EDI とインボイス制度を含め、中小企業の課題は多岐にわたる。今こそ、社会のデジタルシフトに中小企業が IT 経営で対応するための取り組みが必要である<sup>5)</sup>。

## 6.2 結語

結びとして、デジタル技術を自社でどのように利活用すればよいのか、今一度考えるとともに、DX 推進を含めたシステムの刷新を検討していただければ幸いである。中小企業共通 EDI 研究は、今後さらなる研究の深化が必要となる。

## 謝辞

筆者は「中小企業 EDI 推進サポーター (IT コーディネータ)」である。本稿の掲載により中小企業共通 EDI の有用性を中小企業経営者 (含、農業経営者) に紹介する機会をいただいた。この場をお借りして感謝申し上げたい。

## 脚注

- 1) 2024 年 1 月には改正電子帳簿保存法の完全義務化への対応もある。
- 2) 免税事業者の対応を含め、詳しくは国税庁ホームページをご参照いただきたい。
- 3) 適格請求書発行事業者になるためには、事前に税務署長に対して、課税事業所として登録申請が必要となる。
- 4) 中小企業が納税する消費税額等は、「課税売上げに係る消費税額 (売上税額)」から「課税仕入れ等に係る消費税額 (仕入税額)」を差し引いた金額となる。
- 5) 昨今、サーチファンドを後継者不足の課題解決の一つとして取り組む動きも見られる。サーチファンドとは、経営を志す人のポテンシャルに投資する新しい事業承継の考え方のことである。

## 参考文献

- P.F. ドラッカー著、上田惇生編集訳 (2001) 『マネジメント』ダイヤモンド社
- 小野智憲 (2022) 「中小企業共通 EDI の現状と課題—DX は EDI から始まる—」『青森中央学院大学 地域マネジメント研究所 研究年報』第 18 号、pp.125-128
- 中小企業庁 (2018) 「平成 28 年度経営力向上・IT 基盤整備支援事業調査報告書」
- 中小企業庁 (2019) 「平成 29 年度中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業調査報告書」

## 参考資料

ITCA 中小企業共通 EDI ポータルサイト <https://www.edi.itc.or.jp/> (2023.2.28 閲覧)

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/> (2023.2.28 閲覧)

国連 CEFACT 日本委員会サプライチェーン情報基盤研究会 <http://www.caos-a.co.jp/SIPS/>  
(2023.2.28 閲覧)

中小企業庁 中小企業共通 EDI <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/edi.htm>  
(2023.2.28 閲覧)